

計画書制度（温室効果ガス排出抑制計画書等の制度） Q & A

【計画書の提出等】

問1：温室効果ガス排出抑制計画書（以下「計画書」といいます。）や温室効果ガス排出量等報告書（以下「報告書」といいます。）は、電子ファイルによる提出はできますか。

回答：電子ファイルによる提出はできません。計画書や報告書は、必ず押印したものを郵送・持参のいずれかにより提出してください。

問2：計画書や報告書の提出期日はいつですか。

回答：計画書の提出期日は、原則、計画期間の初年度の4月1日から7月末日までの間に提出してください。

報告書の提出期日は、原則、計画期間中の各年度の翌年度（前年度の実績）の4月1日から7月末日までの間に提出してください。従って今年度は、令和4年度の実績を記した報告書を、令和5年7月末日までに提出をお願いします。

問3：計画書を工場長名で提出するにあたり、委任状を添付しましたが、報告書も工場長で提出する場合、再度、委任状の添付が必要でしょうか。

回答：委任した方や委任された方に変更がない場合は、再度、委任状を添付する必要はありません。

問4：計画書の第1面にある「主たる事務所の名称」と「主たる事務所の所在地」は、県内の事業所を記入するのですか。

回答：県内の事務所の名称や所在地ではなく、会社等の本社の名称と所在地を記載してください。

問5：提出義務のない事業者が、計画書等を提出することはできますか。

回答：多くの事業者に自主的な取組を進めていただくため、条例で任意の提出ができるように定めています。（条例では「一般事業者」と呼んでいます。）

【国の報告制度との関係】

問6：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」といいます。）などの法律に基づき国へ報告すれば、県へ改めて報告する必要はありませんか。

回答：法律と条例とは別の制度ですので、それぞれ別々に提出する必要があります。

問7：計画書等の提出にあたり、県の様式の代わりに、省エネ法や地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」といいます。）に基づき作成した書類を提出してもよいですか。

回答：県が定めた様式で提出してください。計画書や報告書の様式は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内ページ[秋田県地球温暖化対策推進条例に係る計画書制度について]（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5793>）に掲載しております。

【原油換算エネルギー使用量の算定】

問8：計画書作成の判断基準となる原油換算エネルギー使用量の算定にあたり、工事現場で使用した電気や燃料を含めて計算する必要がありますか。また、社用車（公用車）の燃料はどうですか。

回答：いずれも、算入する必要はありません。ただし、車両でも倉庫などの敷地内のみで使用するフォークリフト等は対象となります。

なお、原油換算エネルギー使用量の算定については、原則、省エネ法と同じく取り扱うこととしています。

問9：県外の事業所で使用したエネルギーは、原油換算エネルギー使用量の算定に含めることになるのでしょうか。

回答：県内に設置されている工場や事業所のみが対象となります。なお、自動車運送事業者にあつては、県内に登録されている車両が対象となります。

【計画期間】

問10：計画期間はどのように設定するのですか。

回答：事業者において5カ年以内の期間を設定してください。なお、5カ年以内であれば、計画期間は事業者が任意に設定することができます。

ただし、計画期間は年度（4月～翌年3月）単位となります。

【基準年度】

問11：計画書の基準年度はどのように設定するのですか。

回答：原則として計画初年度の前年度となります。ただし、基準年度において事業活動が著しく変動した場合等の特別な事情がある場合は、前年度以外を基準年度とすることに合理的な理由がある場合に限り、県との協議により前年度以外を基準年度とすることができます。

【温室効果ガス排出抑制の目標】

問12：設定する排出量の目標に基準がありますか。

回答：ありません。目標数値は各事業者が自主的に決定していただくこととしております。

問13：排出量の目標年度は、計画期間の最終年度になりますか。

回答：計画期間の最終年度となります。

問14：原単位での目標のみを記載する（総排出量の目標は記載しない）ことはできますか。

回答：県内全体の総排出量の削減を図るという条例の目的から、原単位での目標の他に、総排出量での目標も必ず記載してください。

問15：過去に進めてきた取組などを、計画書に記載できますか。

回答：過去に進めてきた取組のほか、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の

設定や実績、地球温暖化防止に貢献する技術・商品の開発の取組などがあれば『特記事項欄』に記載していただければ、計画書等の概要の公表に併せてこれらの取組についても公表（PR）させていただきます。

問16：県外にある工場も含めて削減計画を立てていますが、県外分も入れた計画書を提出することはできますか。

回答：県内に設置されている事業所からの温室効果ガスが対象となりますので、県外の分は計画書に記載しないでください。（県内分のみの排出量等を算出して、計画書等を作成してください。）

問17：目標が達成できなかった場合の罰則はありますか。

回答：罰則はありません。

【温室効果ガス排出量の算定等】

問18：温室効果ガスの算定に使用する電気事業者排出係数は、基礎排出係数と調整後排出係数のどちらを使用すればよいですか。

回答：基礎排出係数を使用してください。なお、電気事業者排出係数は毎年変更されることに留意してください。（問7のウェブページに掲載します。）

問19：原単位での目標を設定しているので、報告書には総排出量の実績は記載せず、原単位での実績のみを報告すればよいですか。

回答：県内全体の総排出量の削減を図るという条例の目的から、報告書には、原単位での他に、総排出量での実績も必ず記載してください。

問20：メタン等のエネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスの算出はどのように取り扱うのですか。

回答：エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃））は、温対法施行令（平成11年政令第143号）に示す算定方法により算定してください。具体的な算定方法は、国の温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>）を参考にしてください。

なお、種類ごとの二酸化炭素換算の排出量が、100 t 未満の場合は、温室効果ガス排出量に算入しないことができます。

問21：国内クレジットやJ-V E Rを取得しましたが、取得した分を排出量から控除できますか。

回答：報告対象年度に再生可能エネルギーを他に供給した場合や、国内クレジットやJ-V E Rなどを取得した場合は、本県由来のものに限り、温室効果ガス排出量からその分を控除できます。

この場合は、本県由来であることやその量を確認できる証書や資料等を添付してください。

問22：報告対象年度の温室効果ガス排出量が、基準年度の排出量を超えましたが問題ありませんか。

回答：温室効果ガス排出量が、基準年度や目標年度の排出量を超えても罰則はありませんが、報告書の提出に際し、排出量が対基準年度比あるいは目標年度比で100%を超えた理由を「特記事項」欄に記載してくださるようお願いします。

【計画の変更】

問23：計画書の提出後に、計画を変更することはできますか。

回答：可能です。計画書の内容に変更がある場合は、変更後の計画書を速やかに提出してください。

なお、想定される主な変更理由は、次のとおりです。なお計画を変更する場合は、事前にご相談ください。

- ・計画書提出後に工場の増設により排出量が大幅に増加したことによる基準年度の変更。
- ・生産ラインの変更（設備増設・追加）による目標数値の変更。
- ・工場での生産品目の変更による原単位排出量の指標の変更。 など

問24：会社の代表者が変更となりましたが、変更計画書の提出は必要ですか。

回答：会社の住所、名称及び代表者の氏名が変更となった場合は、変更した内容を記載した計画書（変更後の計画書）の提出が必要です。変更のための様式や記入方法は、問7のウェブページに掲載の「温室効果ガス排出抑制計画書等 作成・提出の手引き」、「計画書制度に係る提出様式及び記入例」をご確認ください。

【計画の廃止】

問25：計画書の提出後に計画を廃止することはできますか。

回答：原則として、計画が終了するまでは、報告書を提出していただくこととなります。なお、工場等の廃止などの状況の変化により、計画期間終了まで特定事業者としての要件を満たさないことが明らかな場合は計画を廃止できますので、別途、ご相談ください。

問26：計画書を提出した年度の翌年度に、前年度の原油換算エネルギー使用量が1500 キロリットルを下回りましたが、報告書の提出は必要でしょうか。

回答：計画書の提出後に計画書の提出が必要な事業者要件を満たさなくなった場合であっても、原則として計画期間終了までは報告書を提出してください。

【計画書等の公表】

問27：公表する内容やその方法はどうなるのですか。

回答：提出した計画書、報告書のうち、事業者に関する事項、基準年度や目標年度の温室効果ガス排出量、特記事項に記載している環境配慮に関する取組などについて、その概要をとりまとめたうえで、インターネット上で公表します。

問28：非公表扱いはできますか。

回答：できません。